

平成27年4月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成27年4月9日（火） 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第1号 平成27年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
 - 6 報告第1号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第2号 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第3号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第6号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
報告第8号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 平成27年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について

- 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第2号 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第3号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第4号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第5号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第6号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 報告第8号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 3 その他(1) 平成27年度2月市議会定例会について

- 5 出席者 田中 庸惠
 五十嵐 英美子
 内田 茂男
 小林 正貫
 平田 信江
 平田 史郎

- 6 出席職員、職・氏名
- | | | |
|---------|----|----|
| 教育次長 | 石田 | 有記 |
| 教育政策室長 | 永田 | 治 |
| 生涯学習部長 | 千葉 | 貴一 |
| 生涯学習部次長 | 秋本 | 悦生 |
| 学校教育部長 | 山元 | 幸惠 |
| 学校教育部次長 | 小松 | 秀夫 |
| 教育政策課長 | 牛尾 | 進一 |
| 教育総務課長 | 板垣 | 道佳 |
| 就学支援課長 | 木村 | 泰子 |
| 教育施設課長 | 戸佐 | 薫 |

青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	小倉	貴志
指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦
教育センター所長	北川	喜照

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	石渡	千歳
”	副主幹	宮内由美子	
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美

○ 教育総務課長

会議に先立ちまして、平成27年2月市議会定例会におきまして、議会の同意を受け、教育長に任命されました田中教育長より、ご挨拶がございました。よろしくお願いいたします。

○ 教育長

新しい教育委員会制度がスタートしての第1回目の定例教育委員会でございますので、私の方から一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。はじめに、2月議会、3月2日になりますけれども、市長の指名を受けて、新しい教育長として議会同意をいただきました。今後ともよろしくお願いいたします。新制度では、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保が重要とされ、継続して教育委員をお願いする皆様方によっては、引き続き市川教育の充実・発展にお力添えをいただきたいと存じます。また、今般は新たに、市内の私立学校から国府台女子学院長の平田史郎先生に教育委員にご就任いただいたところでございます。ご存じのとおり、市川市内には幼稚園から大学に至るまで、多くの私立学校があり、各々の独自性を生かした魅力ある学校経営を展開されておられます。大変恵まれた教育環境と受け止めております。さて、他の自治体と同様、市川市におきましても近い将来、少子高齢化の時代を迎えます。少子化への対応という側面からも、私立と公立とが設置者の立場を超え、連携し、互いの良い点を高め合いながら、魅力ある市川教育の充実を図ることも大切であると考えております。平田史郎委員におかれましては、私学経営のご経験を中心に、是非、忌憚の無いご指摘やアイデアをいただきたいとお願いを申し上げます。新制度下での教育委員の仕事は、一つは事務局の仕事のチェックと、いま一つは市の教育行政の舵取り、の二つがあると考えております。はじめに、事務局のチェックについてですが、今般の制度改正では教育委員会の代表と、事務局の代表とを兼務する「新教育長」に権限が集中いたします。このため新しい制度では、教育委員に対し、教育委員会事務局の仕事ぶりをチェックすることが、新たに求められております。具体的には、年に1回程度、教育委員会会議の場において、教育長である私より「教育委員会事務局の職務の状況」等について、報告を申し上げる場面を設けます。その際は忌憚の無いご意見を頂戴したいと思っております。続いて、二つ目の教育行政の舵取りについてでございますが、教育委員には、引き続き従前同様に「教育行政の舵取り」が求められており、その課題として私は大きく二点あると、考えております。一点目は「魅力ある市川教育の実現」であります。ご案内のとおり、小中一貫教育、中高連携の推進など「市川教育の魅力づくり」を目指した事業がスタートしております。これらの成果を市内全域に還元・普及し、魅力ある教育行政を展開することが求められていると認識しております。二点目は「喫緊の課題への対応」でございます。例えば、施設の老朽化への対応が挙げられます。

教育委員会が所管する施設は、学校施設、給食施設、公民館施設等々、多岐にわたっており、多くの施設が老朽化という政策課題を抱えています。学校施設一つをとりましても、東京ドーム10個分の延べ床面積があり、そのうち8割が築30年を超えております。今後は、限られた財源の中で、これら施設の改修方針や、学校の適正配置の在り方等を検討し、優先順位を付けて整備を進める必要がございます。ただいま申し上げました二つの課題は、いずれも市川市の将来に関わる大きな課題でございます。我々教育委員会には、これらの舵取りの難しい課題の解決方策について、政策判断を下すことが求められております。そこで、今般の制度改正では、教育次長の下に、これらの高度な政策判断を補助する組織として「教育政策室」を設置いたしました。「教育政策室」では、我々教育委員会が政策判断を行う際に必要なデータを収集・整理し、政策判断の選択肢を検討・提案する機能をもたせることとしました。是非、活用してやっていただきたいと思っております。少々話が長くなりましたが、私からの初回でございますので、ご挨拶を兼ねて思いを語らせていただきました。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○ 教育総務課長

ありがとうございます。続きまして、同じく市議会の同意を受け、平田史郎氏が市川市教育委員会委員に任命されましたので、ご報告いたします。ここで、平田委員よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 平田史郎委員

ただいまご紹介に預かりました国府台女子学院学院長の平田史郎と申します。当初このお話をいただいた時、私にできるだろうかと過分ではないかということで多少の躊躇はございましたが、私の生まれ育った市川の教育のために少しでもお役に立てばということで、お引き受けをいたしました。こういった席、不慣れでございますので、皆様方のアドバイス等を受けながら、委員としての職責を果たしていこうと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○ 教育総務課長

ありがとうございます。続きまして、平成27年4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、平成27年度の事務局等職員を紹介させていただきます。私の方から、職・氏名を述べさせていただきますので、その場でご起立願います。

【職員紹介】

○ 教育総務課長

以上でございます。皆様ご案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会会議の会務は教育長が総理することとなりましたので、これより教育長に会議の進行をお願いいたしま

す。

○ 教育長

それでは、ただいまから、平成27年4月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育長の職務代理者を指名する必要がありますことから、同法第13条第2項の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。また、念のため、職務代理者に事故があるとき又は欠けたときに教育長の職務を代理する者として、内田委員を指名いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。次に、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、小林委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第1号 平成27年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをお願いいたします。本案は、第2期市川市教育振興基本計画の第5章「計画の推進」の中に「実施事業については、毎年度、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ実施するものとし、特に優先的に実施すべきものは、重点事業として公表します。」これを受けまして、提案するものでございます。それでは、重点事業についてご説明いたします。恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。重点事業につきましては、右側、平成27年度重点事業、こちらの欄にございます。まず、重点事業の取りまとめの経緯から申し上げます。まず初めに各課より各施策に関わる主な事業について報告をいただき、第2期計画全体といたしまして、146の事業を設定いたしました。次に、146の主な事業から施策の方向から41の施策について、抽出しております。41につきましては、真ん中の施策、こちらに41事業ございます。本来であれば、41の施策がございまして、その施策ごとに対応した41の重点事業を定めるところでございまして、重点化させるとともに、各施策をまとめる施策の方向ごとに1つの重点事業を基本として設定しております。なお、施策の方向には、施策が1つのものから5つあるものがございまして、施策が4つ以上ある施策の方向には、2つの重点事業を設定しております。その結果、平成27年度の重点事業は19となっております。右欄の平成27年度重点事業、こちらが数えますと19ということになっております。続きまして、平成27年度の重点事業の設定理由でございまして、設定理由につきましては、主に2点ございまして、まず1点目といたしましては、教育委員会で定めております、「教育行政運営方針」、この中に重要な施策として挙げております対応事業について、まず、挙げております。例とい

たしましては、重点事業の上から3つ目の校内塾・まなびくらぶ事業、これが該当いたします。2つ目といたしましては、今日的な教育課題や制度改革等に伴う事業を挙げてございます。これの例といたしましては、子ども・子育て新事業ですか、幼稚園教諭の研修の実施、こちらの方が2番目の今日的な教育課題や制度改革等に伴う事業でございます。これらの観点から、各重点事業を19挙げてございます。続きまして、今後の重点事業についてでございますが、本日、教育委員の皆様にご承認をいただけましたら、教育委員会のホームページに近日中に公開いたします。また、これらの重点事業は、翌年の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」の際に、その他の主な事業や成果指標とともに評価されます。そして、今後は、これらの評価結果を翌年度の予算事業、重点事業、教育行政運営方針へと反映させてまいります。また、資料の3ページから5ページにつきましては、各重点事業の事業概要を掲載しております。以上、「平成27年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について」ご説明をさせていただきました。なお、各事業の内容等につきましては、それぞれ担当課長よりお答えさせていただきます。それでは、よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたけれども、市川の教育の主たる所でございますので、時間をかけていきたいと思っておりますけれども、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

2-2、子どもと教職員とのつながりを大切に、子ども一人一人の夢を育む学校の教育力の向上を目指す、というところが、重点事業としては、新しい学校に関わる研究、それから市川版中高一貫教育推進事業と、この二つとも施策の中で言うと、学校間の連携推進というところが、二つ出ているのかなというのでしょうか。それでここは、五つあって、重点なので他はやらないということではなくてと、先ほどご説明いただいて、それも重々わかりますので、地道に継続した重点事業をここに挙げてはいけないのかなと。どうしても、五つあって、学校間の連携が二つ挙げると偏らないかなと、読んだときに感じました。これを一本化して、もう一つ何か加わってもいいのかなと思いました。以上です。

○ 教育政策課長

確かに委員さんが言われるように、重点事業以外の事業についても、力を入れてくということでもあります。先ほども申しました通り、二つの事業につきましては、まず新しい学校に関わる研究については、教育行政運営方針の中で、塩浜学園の開校ということがございますので、今回挙げさせていただきました。もう1点の中高連携につきましては、これもやはり教育行政運営方針の中で、市川版の中高一貫教育の推進の検討というのがございますので、そのような観点から、運営方針の中から重点事業ということで挙げさせ

ていただいております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

教育長から魅力ある市川教育の推進ということで、この2点は挙げられているので、この2つは外せないかなとは思っています。

○ 教育長

他にございますか。

○ 平田信江委員

3-1 幼稚園教諭の研修の実施というところで、公私立幼稚園教諭が相互の特質をふまえ、共通理解・認識を深めるとともに、幼児教育や保育の質の向上を図ります、ということなのですが、具体的には何か公立と私立でこういうふうにお互い質を高めていくと、何か具体的にはありますか。

○ 就学支援課長

昨年度まで公立・私立それぞれに保育園と幼稚園の方で研修を行っており、研修への参加呼びかけをそれぞれ行っていたのですが、やはり参加する方があまりいないので、今後は合同研修をこども政策部と一体となって検討してまいりたいと考えております。今現在、具体的にはございません。申し訳ございません。

○ 平田信江委員

わかりました。なかなか私立と公立で時間的にも難しいのかなと思えますが、よろしく願いいたします。

○ 教育長

その他ございますか。他に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 教育長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、報告に入ります。報告第1号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告についてと報告第2号 市川市教育委員会プロジェクト・チームの設置等に関する規程等の一部改正に関する臨時代理の報告については、2件とも改正理由が組織改正に伴うものであるため、一括して説明をお願いいたします。

○ 教育総務課長

議案の6ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則及び規程の一部改正等につきましては、いずれも平成27年度の教育委員会の組織改正に伴うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。つきましては、教育委員会の会議を招集する暇がないと認められましたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまし

て、3月31日に、教育長が臨時に代理させていただいたところでございます。そこで本日、同条第3項の規定に基づき、その内容をご報告させていただくものでございます。それでは、改正等の概要についてご説明いたします。まず、改正理由でございます。教育委員会事務局等の組織を効率的かつ機能的なものとし、教育委員会の権限に属する事務の処理体制を整備するため教育委員会事務局等の組織を見直す必要があったものでございます。続きまして、主な改正の内容でございます。議案の17ページ、新旧対照表をご覧ください。市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正でございます。3月の定例教育委員会で議決いただきましたとおり、いわゆる教育委員会制度改革により、教育次長の職務を「教育長の補佐、本市教育行政の総合的な企画及び調整等」としたことを踏まえまして、当該事務を補助する組織として「教育政策室」及び「教育政策課」を新設いたしました。また、教育政策室の新設等を踏まえまして、教育総務部の事務を教育政策室及び生涯学習部に移管し、教育総務部を廃止いたしました。教育総務部からの事務移管に伴いまして、生涯学習振興課の事務のうち、青少年を対象とする事務を青少年育成課に、社会人を対象とする事務を社会教育課に、文化財に関する事務を考古博物館に、それぞれ移管した上、教育政策課から移管される事務を担当することとし、生涯学習振興課を教育総務課に改称しております。また、博物館に関する事務の効率化を図るため、考古博物館に全ての博物館の管理運営を一元化することといたしまして、自然学習課が管理する自然博物館を考古博物館に、少年自然の家を青少年育成課に、それぞれ移管した上、自然学習課を廃止しております。続きまして、議案の35ページ、新旧対照表をご覧ください。市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正でございます。第15条でございますが、「教育政策室」を新設し、本市教育行政の総合的な企画及び調整等の事務を担わせることを踏まえまして、事業計画の決定、変更及び廃止並びにその実施に係る事項について、教育政策室長への合議を義務付ける特例を加えたものでございます。主な改正内容は以上でございます。続きまして、施行期日についてご説明いたします。議案の16ページ、改正文の附則をご覧ください。この規則による改正後の組織規則等の適用日について定めるものでございます。平成27年度から教育委員会の権限に属する事務の処理体制を整備するため、平成27年4月1日を施行期日としており、規程の一部改正の施行期日につきましても同様でございます。報告は、以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

7ページの所で、教育施設課とか就学支援課とかそういうのが生涯学習部の中に入っていますが、これはどういうことで生涯学習部の中に入ったのでしたっけ。

○ 教育総務課長

学校教育部と生涯学習部の区分けということですが、学校教育部につきましては、従来通り小学校、中学校、特別支援学校の義務教育の部分を担当しまして、それ以外の部分については社会教育を始め、幅広い事業内容で生涯学習部が担うといった改正になっております。以上でございます。

○ 内田委員

ということは、教育施設というのは、つまり小学校、中学校の教育施設なのですか。

○ 教育総務課長

はい。教育施設については、学校の改修等も含まれます。

○ 内田委員

生涯学習部で。それはどういう意味合いですか。どういう考え方をするのか、ちょっとわかりにくいのではないですか。これはもう決まったことですから、自分の理解が足りないのですけれども、学校施設というのは学校教育部ではないのですか、通常、常識で考えますとね。つまり一般の人がどこの課と言った時にわかりやすい方がいいに決まっているので。ところが、これは割とわかりにくいかなと思うのです。その辺はどういう考え方なのか。

○ 教育総務課長

内田委員のおっしゃる事、その通りだと思うのですけれども、教育施設課につきましては、今まで学校施設の建設計画であったり、改修を行ってまいりました。この度の組織改正によりまして、例えば公民館であるとか、図書館であるとか博物館、こういった教育機関の建設計画も担うという意味合いも含めまして、生涯学習部に配置して、組織を改編させていただきました。以上でございます。

○ 内田委員

わかりました。

○ 教育長

その他ございませんか。よろしいですか。他に質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号 市川市立幼稚園管理規則の一部改正に関する臨時代理の報告についてから報告第5号 市川市立学校職員服務規程の一部改正に関する臨時代理の報告については、改正理由が市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の改正に伴うものであるため、一括して説明してください。

○ 就学支援課長

平成27年2月議会で議決されました「市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正」に伴いまして、関連する規則及び規程の一部を改正する必要があり、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定により、

臨時に代理しましたので、報告第3号から第5号を一括して報告させていただきます。お手元の議事日程43ページをご覧ください。「市川市立幼稚園管理規則」の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。子ども・子育て支援制度の施行による「市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正」に伴い、幼稚園の入園等に関しまして、今までは、公の施設の使用許可として教育委員会の許可を受けて幼稚園に入園をするものとしておりましたが、新制度では、契約による利用となるため、保護者は、市長に対し入園の申込みを行い、その承諾を受けるものとなりました。従いまして、入園等に関しましては、教育委員会の事務ではなくなりますことから、入園等に関する規定を削除する必要がある、その改正を教育長が臨時に代理したものでございます。44ページをご覧ください。「市川市立幼稚園管理規則の一部改正について」の改正点を申しますと、第3条中、幼稚園教育要領の告示番号について、これは条文整備を行ったものです。次に、幼児の募集から入園手続き、その他の入園等に関する規定につきましては、教育委員会の事務ではなくなりますことから、第5条（幼児の募集）から第10条（復園）までを削除したものです。また、45ページに記載の第11条（修了証書）、第12条（補足）を第5条、第6条に繰り上げ、さらに、第11条中（様式第6号）を第5条中（別記様式）に改正したものでございます。続きまして、48ページをご覧ください。「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。これまで教育委員会の権限に属する事務として、市長の補助機関である職員に補助執行させてきました「市川市立幼稚園への幼児の入園、休園、復園及び退園」に関する事務を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第4号」の規定により、市長の権限に属する事務となるため、当該入園等の事務を市長の補助機関である職員に補助執行させる事務から削除する必要がある、その改正を教育長が臨時に代理したものでございます。49ページをご覧ください。「市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」の改正点を申しますと、第3条中、「補助執行をさせる事務」の、市川市立幼稚園への幼児の入園、休園、復園及び退園に関すること。及び、「補助執行をさせる職員」の、こども部長、こども部次長及びこども部保育課職員」の規定を削除するものでございます。続きまして、51ページをご覧ください。「市川市立学校職員服務規程」の一部を改正する規程につきましてご説明いたします。先ほどご説明いたしました「市川市立幼稚園管理規則」の一部改正に伴いまして、本規程の引用条文の整備を行う必要がある、その改正を教育長が臨時に代理したものでございます。52ページをご覧ください。「市川市立学校職員服務規程」の一部改正について」の改正点を申しますと、第1条中「市川市立幼稚園管理規則（平成15年教育委員会規則第6号）第12条」を「第6条」に改めるものでございます。説明は、以上でござ

います。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

聞き逃したかもしれませんが、市立幼稚園の入園について、教育委員会の手から離れて、どこが、市長がと言うけれども何課のどこがやるのですか。

○ 就学支援課長

この4月にこども部からこども政策部に名称が変わり、そちらのこども入園課という課がやることになりました。

○ 教育長

他に質疑はございませんか。よろしいですか。他に質疑がないようですので、報告第3号から第5号を終了いたします。次に報告第6号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について説明してください。

○ 青少年育成課長

議事日程の53ページをお願いいたします。市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定により、平成27年3月31日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定によりこれを報告するものであります。改正の内容についてでございますが、前回の勉強会でご説明申し上げましたとおり、一人親世帯が結婚歴の有無により、寡婦（夫）控除の適用に差があることで、同じ一人親世帯として、子育てをする状況に差がないにもかかわらず、不平等が生じていることから、このような差が生じないように、本市独自の支援策として、未婚の保護者にも「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行うものです。56ページをお願いいたします。保育料の免除及び減額を行うには、放課後保育クラブ保育料の減免制度を適用することになりますので、56ページ57ページの新旧対照表にありますように、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正を行うものであります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。次に報告第7号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 教育総務課長

議案の58ページ及び59ページをご覧ください。教育委員会事務局及び教育機関へ配置する市職員の人事異動につきましては、本来、定例教育委員会あるいは臨時会において議案として提出し、ご意見をいただくべきところでご

ございますが、市長部局等との調整もあり、議案提出の時間がございませんでした。そのため、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、ご報告をさせていただくものでございます。以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、報告第7号を終了いたします。次に報告第8号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について説明してください。

○ 義務教育課長

議事日程60ページをご覧ください。平成26年度末及び平成27年度、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭に関する人事異動につきましては、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことにより、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきました。このことにより、平成26年度末及び平成27年度の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動は、完結いたしました。したがって、同規則第2条第3項の規定により、ご報告するものでございます。管理職の人事異動に係る具体的な内容につきましては、61ページと62ページの通りでございます。「校長異動」「教頭異動」とともに、「1の退職」につきましては、定年退職、並びに、市教育委員会への異動のための退職者でございます。そして、「2の転補」につきましては、市内の学校間異動者となっております。また、「3の新任」につきましては、県及び市の行政機関からの異動による再任、並びに昇任者と、校長の場合は教頭から、教頭の場合は教諭からの昇任者となっております。最後に、「4のその他」は、県立学校及び県教育委員会、並びに、他市への異動者となっております。なお、一般教員の異動につきましては、お手元の方に配付させていただきました別冊資料のとおりでございます。以上でございます。

○ 教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、報告第8号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。平成27年2月市議会定例会報告についてを説明してください。

○ 教育次長

恐れ入りますが、議事日程の63ページをご覧ください。まず会期でございますけれども、平成27年2月17日（火）～3月17日（火）とおよそ1カ月

を会期として開催されました。教育委員会に係る議案は7件ありまして、これらの議案ならびに市長の施政方針並びに教育行政運営方針について、8会派より代表質問がなされたほか、一般質問が7名よりなされました。本日は時間の関係上、概略についてご説明を申し上げたいと思います。ご説明する部分には、太い下線を付しておりますのでご参照いただければと思います。教育委員会に係る議案は7件ございました。概略を申し上げますと、議案第69号・70号につきましては、今般の教育委員会制度の改正に伴うものでございます。例えば議案第69号は、教育委員の定数に関する条例でございますけれども、今回の制度改正により、教育長が教育委員では無くなることに伴いまして、教育委員の定数を1減らすといった内容となっております。議案第71号は、子ども子育て支援新制度が4月からスタートしますので、その導入に伴いまして、公立幼稚園の保育料を見直すものでございます。議案第72号は、放課後保育クラブにつきまして、利用者のニーズに速やかに対応することができるよう、定員の定め方を見直すものでございます。議案73・95・81号につきましては、本年度の補正予算、並びに来年度の予算に関する議案でございます。代表質問でございますけれども、8会派よりご質問をいただきました。主なものをご紹介しますので、太字下線を追いながら、お聞きいただければと思います。まず63ページの中程に教育行政運営方針について、(1)のところで、「校内塾まなびくらぶ」の現状、あるいは今後の予定に関するご質問がございました。64ページの下線の部分でございますが、「校内塾まなびくらぶ」につきましては、9月末に実施したアンケート調査では、8割以上の子どもから「まなびくらぶ」の学習が楽しみである旨の回答を得ていること、全小中学校で「校内塾・まなびくらぶ」が実施できたことを成果と捉えていること、次年度以降は更に事業を拡大していくことを答弁しております。65ページをご覧ください。生涯学習の環境整備に向けた取組、また塩浜学園の開校に向けた取組について、それぞれご質問がございました。「生涯学習環境整備への取り組み」につきましては、新年度から始まる「第4次生涯学習推進計画」を踏まえて、環境整備に取り組むこと。具体的な方針としてはソフト・ハードの両面において、誰もが生涯を通して、自らに適した手段や方法を選択しながら、必要とする知識や技術を習得できる「生涯学習環境の整備」に積極的に取り組んでいく旨の答弁を行っております。続きまして、「塩浜学園の開校に向けた取り組み」につきましては、4月の開校に向け、「塩浜ガイドブック」を作成し入学説明会や在校生の保護者に配布したこと、「塩浜ふるさと防災科」の指導計画の作成や防災関係の図書整備、校旗などの備品整備を進めていること、また、本日開校式にご参加いただきましたけれども、開校後は、保護者や地域関係者を含む一貫校運営委員会を設置し、学校運営を支援する体制づくりを進めるとともに、一体型校舎の整備や付属施設の改修の方針について検討を進めていく予

定であることをそれぞれ答弁をしております。続きまして66ページをご覧ください。新しい教育委員会制度におきまして、新たに設置されます総合教育会議の理念あるいは具体的な所掌事務といったものについてご質問がございました。教育委員会からは、総合教育会議は首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため設置するものであること、また、総合教育会議では、3つの点について、協議・調整を行うということで、1点目は教育に関する総合的な施策の大綱の策定、2点目は地域の実情に応じた教育等の振興を図るために重点に構ずべき施策、3点目はいじめ問題による児童・生徒の自殺の発生など、児童生徒等の生命又は身体にかかわる緊急の場合に講ずべき措置、この3点について協議・調整を行うこととされていること、といった旨の答弁をしております。同じページの一番下の行でございませうけれども、子どもたちの体力向上に関する事で、体を動かす遊びをしなくなっている、こういった点についてどのように対応していくのかといったご質問がございました。67ページの方に答弁がございませうけれども、教育委員会からは、運動遊びの充実を含めた体力の向上を図るため、各学校に対し、体力づくりプランの作成、「遊・友スポーツランキングちば」の活用を求めていること、また、新体力テストの分析結果やアドバイスを記載した個人ペーパーの配布、運動能力証の交付などの取組を進めていることを答弁しております。続きまして、70ページでございます。一般質問は7名の方より頂戴しております。70ページの下段の方に市立図書館の運営について、特に情報発信に関するご質問がございました。71ページの中程に(3)というところでございませうが、教育委員会からは、現在、図書館ではホームページ、メールマガジン、図書館だより、市の広報誌やフェイスブックなどにより、定期的に広報活動を行っていること、1月に実施いたしました「図書館員が選ぶ福袋」につきましては、新聞各紙に記事が掲載されたこと。本年度は新たに「ぬいぐるみお泊り会」や「図書館探検ツアー」などの取組を行ったところであり、今後とも様々なメディアの活用により、一層の利用促進を図っていくといった答弁をしております。続きまして73ページをご覧ください。中村議員の(3)でございます。家庭の経済状況に左右されない学習環境をどのように整備しているのかといった点につきまして、ご質問がございました。教育委員会からは、本市では、家庭の経済的な状況によって教育を受ける権利が左右されないよう就学援助の措置を講じるとともに、子どもたちの学習環境の整備に努めていること。具体的には、「校内塾・まなびくらぶ」の取組や「学習支援システム」の活用を通して、通常の授業以外でも学習できる場をふやすことにより、学習機会の保障や家庭学習の充実に取り組んでいること、また、学習面のみならず生活面におきましても、学級担任や教科担任の日々の様子の観察や声かけに加え、管理職や養護教諭、ライフカウンセラ

一などの職員による情報共有・連携を通して指導・支援の充実に取り組んでいることを答弁しております。以上、概略で恐縮でございますが、議会報告に代えさせていただきます。答弁内容等でご質問等ございましたらそれぞれの所管課長よりお答えを申し上げます。以上でございます。

○ 教育長

何か議会関係でご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは今日の議事でございますけれども、議案それから報告、ただ今の定例報告を含めまして、全体を通して委員の皆様方から何かございますでしょうか。先ほどはちょっと落としてしまったとか、そういう点がありましたらお願いいたします。

○ 小林委員

議案第1号で、重点事業で安全・安心で充実した教育環境を実現するという施策の方向で、重点事項として取り入れたのが、生徒指導主任研修会と耐震改修事業というものがございまして、例えば、いじめとか暴力とか、この前も教育委員会で私が突如話の切り口を開きましたが、川崎の中学1年生の死亡事故等のことについて、市川市でもそういうところが、生徒指導主任研修会というものが、重点事項の中に含まれて、そういうものも含めたものなのかどうか。

○ 教育長

そうですね。それは所管の方でやります。

○ 指導課長

まず、いじめの問題につきましては、いじめ防止基本方針の策定の際に、ご説明をさせていただきましたけれども、予防的な観点では、様々な関係機関が連携を取るということが必要であると考えまして、これまで学校と警察、それから教育委員会が膝を交えて、情報交換を行うといったような会がございましたが、それを有機的に活用していく、その中に子育て支援課ですとか、児童相談所を入れていくというようなことで考えているところですけども、この生徒指導主任研修会につきましては、いじめですとか様々な生徒指導に関する諸問題が学校の中で起きていることが多いことから、今度はそこで第一に発見できる立場にある教職員の指導力の向上が、急務であると考えております。これは以前からそういう立場で進めてまいりましたけれども、この充実を今後もさらに図っていくということで、この研修会を設けさせていただくということでございます。以上でございます。

○ 小林委員

前回の文科省からの通達で調査されて、他校との関係で心配のある生徒が市川市でも1件あるとおっしゃっていましたが、そういうものも、そこが実態は本当にどうかというところをですね、ある程度把握できるような、しっかりと努めていただきたいと思います。一つ不確かな情報で、申し

上げていいのかわからないのですけれども、某中学校の卒業式に認可保育園の園長が来賓として出席したそうなのですが、確かに校長先生からおっしゃったと、今までは校内で暴れたりしたようなことがあったけど、そういう子ども達が来なくなったということで、非常に今は落ち着いていますと、こうおっしゃったと言うのですね。それは僕は聞いた訳ではないから、そうですかと聞いたのですが、もしそれが本当とすれば、そういう子どもが来なくなったから学校が落ち着いてますという、そういうスタンスは全然、安心安全に対してですね、甘いと思うのですね。子ども達が何故来ないか、どうしたら来るようにするかというのが、義務教育ではないかと思うのですが、その辺は、そういう話を聞くとちょっと心配になります。

○ 指導課長

事実であるのかどうかを確認することできない中での答えということになります。そういったことも含めて、やはりどこにでも生徒指導問題はあるものだと、子ども達はやはり真っ直ぐに育つ場合もあれば、様々な環境的な要因で様々な悩みを抱えて、その発露として様々な行動をするものだという前提に立って、指導をすべきものと考えております。従いまして、生徒指導主任研修会のみならず、様々な機会を通じまして、教育委員会といたしまして、子ども達に対する指導の仕方については、徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

○ 小林委員

よろしく願いいたします。

○ 教育長

他にございますでしょうか。

○ 平田信江委員

答弁のところ、子ども達は体を動かす遊びをしなくなっているようだという質問に対しての答弁で、学校に対してはプランの作成、活用を求めていると、個人ペーパーの配布、それから運動能力証の交付などで運動の取組を進めているということで、最初の重点事業の方でも、体力向上推進事業として、今後続けていかれると思うのですけれども、子どもの体を動かす遊びは学校だけではないと思うので、放課後、学校が終わった後であるとか、それから長期の休みであるとか、そういったところを考えると、やはり家庭に対してもうちょっと啓発をした方がいいのではないかなと思います。

○ 保健体育課長

体力向上でございますけれども、体力向上の基本は正課体育の充実であると第一に考えております。子ども達が一番体を動かす機会、体力向上に結びつくのは、体育の授業を充実させて、その中で体力向上を図る、それからここにありましたように運動生活を豊かにするというところで、これは業間休みですとか、昼休みに遊びを通して、子ども達が体力を身に付けていくという

ことも大事な取組の一つであると考えております。そして、個人ペーパーの配布ということにつきましては、新体力テストを実施した後に、個々にお子さん達に、こういうところの体力が不足してますよ、だから家庭ではこういうことをやって、体力を高めることができますよ、というようなものを書いたペーパーを個人に配布をしております。今、ご指摘のように家庭や地域等に体力向上に結びつく取組が今後、またどのようなものがふさわしいのか、今後、検討をさせていただきます、取組に活かしてまいりたいと思います。以上でございます。

○ 教育長

よろしいでしょうか。その他にございますでしょうか。それではこれもちまして、平成27年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時2分閉会)